

国土交通省住宅局住宅政策課 御中

「新たな住宅政策に対応した制度的枠組みはいかにあるべきか」報告案に関する意見

氏名	(フリガナ) 庄司橙太郎 (ショウジトウタロウ)
年齢・性別	(年齢) (性別) 71歳 男
住所	千代田区永田町2 - 4 - 3 永田町ビル6F]
職業	社団法人 全国木材組合連合会 会長
電子メールアドレス	info@zenmoku.jp
ご意見	(意見) 別紙の通り (理由)

別紙

「新たな住宅政策に対応した制度的枠組みはいかにあるべきか」 社会資本整備審議会住宅地分科会基本制度部会報告案に対する意見

社団法人全国木材組合連合会 会長 庄司橙太郎

平成17年8月11日

1 はじめに

住宅は木材の主要な需要先であり、全国の木材業、製材業の組合が組織する唯一の木材団体として、当連合会は住宅政策に多大な関心をもっています。

住宅政策は、本来の趣旨である「国民に良好な住環境の質を提供する」ことのみならず、木材業界をはじめとした関連産業の将来、さらに地球環境への負荷といった、きわめて幅広い国民生活に密接に関わる様々な分野に影響を与えるものです。このため、他の行政分野との連携など基本法制の必要性を指摘した今回の報告はきわめて重要なものと考えます。木材業界として以下の通り意見を申し述べますので、今後の検討に際して考慮をいただきたくお願いいたします。

2 意見の骨子

報告書では、「これまでの住宅政策を支えてきた制度的枠組みの見直しの必要性」と題した背景記述部分において、「3. 住生活をめぐる諸課題への対応」(2) 環境問題への対応」の中で、「森林経営により、約3.9%の温室効果ガスの吸収が可能と推計されており、国内の健全な森林整備がすすめられるよう、木材の主要な利用先である住宅において木材の利用を推進する必要がある。」と記述され、また「(6) 地域の伝統・文化等と調和した美しい居住環境づくり」の中で、「住宅もそれ(地域ごとに多様に育まれた伝統・文化)を反映した豊かな地域性を持つものであり、地域材等地域の資源を活用し、気候・風土に即した伝統的な木造軸組住宅の価値をあらためて見出すなど、地域性に根ざした住宅のあり方を問い直す必要がある。」と適切な指摘がなされています。

ただし、「住宅政策の方向性を示す制度的枠組みの構築」や「新たな制度的枠組みの下での政策展開」といった具体的な政策提言部分においては、上記に関連した記述がほとんどなされていないといわざるを得ません。

上記のことから、の各項目に、「地球環境との調和」、「地域資源の循環への寄与」の趣旨を加筆して記述すべきと考えます。

3 具体的意見

別添の通り

	原文	意見	理由(備考)
p.8	また、森林経営により、約3.9%の温室効果ガス(4,767万t-CO2)の吸収が可能と推計されており、国内の健全な森林整備が進められるよう、木材の主要な利用先である住宅において木材の利用を推進する必要がある。	また、森林経営により、約3.9%の温室効果ガス(4,767万t-CO2)の吸収が可能と推計されており、国内の健全な森林整備が進められるよう、さらには、循環可能な省エネルギー資材である木材利用の重要性に鑑み、木材の主要な利用先である住宅において木材の利用を推進する必要がある。	建築材としての木材利用の重要性の記述内容を、国産材に限らず産地にかかわらず内容として敷衍した。
P12	2. 住宅政策の基本理念 国民一人一人が真に豊かさを実感できる住生活を実現するため、	国民一人一人が真に豊かさを実感でき、地球と地域の環境と調和した住生活を実現するため、	「住宅が個人の私的生活の場としてのみならず、豊かな地域社会を形成する家で重要な要素である」(本報告p.13)という観点に立つならば、基本理念を支える前提の記述を左記により追加するべきである。
p.13	(1)住宅の位置づけと住宅政策の意義 また、住宅は、都市や街並みの重要な構成要素であり、安全、環境、福祉、文化といった地域の生活環境に大きな影響を及ぼすという意味で社会的性格を有するものであり、	また、住宅は、都市や街並みの重要な構成要素であり、安全、環境、福祉、文化、地域資源の循環といった地域の生活環境に大きな影響を及ぼすという意味で社会的性格を有するものであり、	住宅の社会的性格を記述する際に、建築や改造の過程で地域資源の利用という重要な要素があることにふれるべきである。
p.13	(2)目指すべき豊かさを実感できる住生活の姿)良質な性能、住環境及び居住サービスを備えた住宅ストックの形成		
p.13	住宅そのものの良質な性能はもちろん、良好な住環境を備え、良質な居住サービスを受用できる住宅が豊富に存在すること、すなわち、良質な住宅ストックを形成すること。	住宅そのものの良質な性能はもちろん、良好な住環境を備え、良質な居住サービスを受用できる住宅が豊富に存在し、かつ地球環境への調和と地域資源の循環に寄与すること、すなわち、良質な住宅ストックを形成すること。	「良質な住宅ストック」の内容を記述する際に、「地球環境への調和」、「地域資源の循環」への寄与をという趣旨を加えるべきである。
p.16	各主体の役割分担 (1)国の役割		
p.16	国は、住宅事情や社会経済情勢の変化、市場の動向や将来見通しを踏まえ、全国的・広域的見地からの住宅政策を総合的に推進する必要がある、例えば、中長期ビジョン・プログラムの提示、税制、金融、市場のルールづくり、住環境整備等の制度インフラ整備、市場において自力では適正な水準の住宅を確保することが困難である者の居住の安定を確保するための環境整備などの役割を果たすべきである。	国は、住宅事情や社会経済情勢の変化、市場の動向や将来見通しを踏まえ、全国的・広域的見地からの住宅政策を総合的に推進する必要がある、例えば、中長期ビジョン・プログラムの提示、税制、金融、市場のルールづくり、住環境整備等の制度インフラ整備、市場において自力では適正な水準の住宅を確保することが困難である者の居住の安定を確保するための環境整備、地球環境への対応・地域資源の活用へのガイドラインの提示などの役割を果たすべきである。	地球環境への対応、地域資源の活用という課題に対しては、地域の特性に合った多様な取組がなされるべきではあるが、国はガイドラインを提示するなど、より積極的な姿勢を示すべきである。
p.16	(2)地方公共団体の役割 地方公共団体は、総合的な行政主体として、地域の住宅事情の実態や地域の特性を踏まえたきめ細やかな政策展開を行っていく必要がある、例えば、地域の中長期ビジョン・プログラムの提示、地域の多様な居住ニーズへの対応、公営住宅等の供給・管理を通じた住宅困窮者の居住の安定確保等の役割を果たすべきである。	地方公共団体は、総合的な行政主体として、地域の住宅事情の実態や地域の特性を踏まえたきめ細やかな政策展開を行っていく必要がある、例えば、地域の中長期ビジョン・プログラムの提示、地域の多様な居住ニーズへの対応、地域の特質をふまえた森林資源など環境への対応のガイドラインの提示、地域資源の活用への対応、公営住宅等の供給・管理を通じた住宅困窮者の居住の安定確保等の役割を果たすべきである。	地域の特質をふまえた、森林資源との関わり、地域資源の活用については、地方公共団体の役割が重要であり、その対応のためガイドラインを示すとともに、地方公共団体の調達能力を活用した直接の対応が必要である。

p.17	<p>(3)事業者の役割</p> <p>事業者は、市場において主要な役割を担うことから、自らの提供する住宅が将来にわたって地域の住環境を決定づけるものとなり、また、提供する住宅サービスが国民の豊かな住生活の実現を大きく左右することを十分認識した上で、良質な住宅サービスの提供、良好な住環境の形成、適切な情報開示、公正な取引やコストの軽減等を通じ、健全な市場の形成に努めるべきである。</p>	<p>事業者は、市場において主要な役割を担うことから、自らの提供する住宅が将来にわたって地域の住環境を決定づけるものとなり、また、提供する住宅サービスが国民の豊かな住生活の実現を大きく左右することを十分認識した上で、良質な住宅サービスの提供、良好な住環境の形成、適切な情報開示、公正な取引やコストの軽減、<u>環境への貢献や地域資源の活用などを通じた企業の社会的責任の遂行</u>、等を通じ、健全な市場の形成に努めるべきである。</p>	<p>住宅産業事業者は、単にユーザーへのサービス利用の提供にとどまらず、環境や地域資源の活用などを通じた社会的な責任を果たすことが重要だという趣旨を加えるべきである。</p>
p.17	<p>(4)国民の役割</p> <p>国民は、住宅は個人の資産のみならず、社会的性格を有することや、情報の適切な選択など市場での自立的な行動が重要であることを十分理解した上で、自らの住生活の向上や安定に努めるとともに、地域の良好な住環境の形成に主要な担い手として積極的に参画すべきである。</p>	<p>国民は、住宅は個人の資産のみならず、社会的性格を有することや、情報の適切な選択など市場での自立的な行動が重要であることを十分理解した上で、自らの住生活の向上や安定に努めるとともに、<u>地域の良好な住環境の形成・地域資源を生かした循環社会実現への主要な担い手</u>として積極的に参画すべきである。</p>	<p>住宅が社会的な性格を有することから、住宅の取得、改築などの過程で、地域の資源を生かす循環社会の担い手としての役割を果たすべきである。</p>
p.17 p.18	<p>4. 新たな計画体系の構築</p> <p>(1)住宅政策に関する国の基本計画の策定計画の必要性</p> <p>国民が豊かさを実感できる住生活の実現を目指す住宅政策は国家的課題であり、今後の人口・世帯減少社会、超高齢社会における住宅事情や社会経済情勢の変化を見据え、その実現のための道筋を明らかにすることは国の責務である。</p> <p>また、国民が豊かさを実感できる住生活の実現には、他の行政分野における全国的な制度インフラ等との緊密な連携と長期にわたる取組みが必要と考えられ、総合的かつ計画的な取組みが不可欠である。</p> <p>このため、これまで住宅建設五箇年計画が実態上果たしてきた国民ニーズ反映機能、マスタープラン機能、目標提示機能といった役割を引き継ぐ新たな長期計画が必要である。</p>	<p>国民が豊かさを実感できる住生活の実現を目指す住宅政策は国家的課題であり、今後の人口・世帯減少社会、超高齢社会における住宅事情や社会経済情勢の変化を見据え、その実現のための道筋を明らかにすることは国の責務である。</p> <p>また、国民が豊かさを実感できる住生活の実現には、他の行政分野における全国的な制度インフラ等との緊密な連携と長期にわたる取組みが必要と考えられ、総合的かつ計画的な取組みが不可欠である。</p> <p><u>さらに、住宅の建築過程が我が国の環境や地域資源の循環にとってきわめて大きな社会的な影響を与えることとなり、総合的かつ計画的な取組みが不可欠である。</u></p> <p>このため、これまで住宅建設五箇年計画が実態上果たしてきた国民ニーズ反映機能、マスタープラン機能、目標提示機能といった役割を引き継ぐ新たな長期計画が必要である。</p>	<p>計画の必要性の記述を、住宅の建築過程における、環境や地域資源に与える影響といった側面から加筆すべである。</p>

p.19	<p>計画に盛り込むべき内容 基本目標1 主な施策の方向性 住宅の基本的性能の確保と社会的課題への対</p>	<p>地球環境との調和、地域資源の循環に寄与した住宅の普及</p>	<p>p.7-p.11にわたる「住生活を巡る諸課題への対応」の記述に対応した項目の追加</p>
p.23	<p>成果指標の位置づけ (成果指標の充実・見直しに向けた検討) i) (イ)住環境・居住サービス 現行計画において、住環境・居住サービスの水準を安全性・利便性・快適性・持続性の4分野ごとの「項目」と「具体的尺度例」で示した「住宅市街地の改善等の指針」について、「具体的な尺度例」の充実を検討しつつ、引き続き「地域の実情に応じた良好な住環境の確保のための指針」として提示する。 また、住宅市街地の基礎的な安全性の確保の観点から設定している「緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準」については、基準に基づく整備改善の進捗状況を迅速に把握する方法を検討しつつ、引き続き提示する。 さらに、良好な居住サービスが享受できる「都心居住・街なか居住」の進捗状況を示す指標・目標について、そのあり方を検討する。</p>	<p>i) (イ)住環境・居住サービス 現行計画において、住環境・居住サービスの水準を安全性・利便性・快適性・持続性の4分野ごとの「項目」と「具体的尺度例」で示した「住宅市街地の改善等の指針」について、「具体的な尺度例」の充実を検討しつつ、引き続き「地域の実情に応じた良好な住環境の確保のための指針」として提示する。 また、住宅市街地の基礎的な安全性の確保の観点から設定している「緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準」については、基準に基づく整備改善の進捗状況を迅速に把握する方法を検討しつつ、引き続き提示する。 さらに、「地球環境との調和、地域資源の循環への寄与」、良好な居住サービスが享受できる「都心居住・街なか居住」の進捗状況を示す指標・目標について、そのあり方を検討する。</p>	<p>成果指標に関する記述の中に、「地球環境との調和、地域資源の循環への寄与」にかかる進捗状況を示す指標の開発について言及すべきである。</p>
p.25	<p>(2)地方公共団体が策定する新たな長期計画のあり方 (都道府県尾住宅政策の関する基本計画) [市町村の区域を越える広域調整機能] 今後の人口・世帯減少社会、超高齢社会における都道府県の住宅政策の基本目標や地域ごとの特性に応じた居住環境のあり方を市町村に提示し、連携や整合のとれた住宅政策の展開を促す役割</p>	<p>[市町村の区域を越える広域調整機能] 今後の人口・世帯減少社会、超高齢社会における都道府県の住宅政策の基本目標や地域ごとの特性に応じた地域資源の循環利用・居住環境のあり方を市町村に提示し、連携や整合のとれた住宅政策の展開を促す役割</p>	<p>都道府県の基本計画の機能の中に、市町村を越える広域調整機能として、森林資源などの地域資源の利用の観点を加えるべきである。</p>

p.27	<p>新たな制度的枠組みの下での政策展開</p> <p>1. 6つの基本的視点</p> <p>(2)ストック重視の政策展開</p> <p>住宅が量的に充足し、人口・世帯減少社会の到来を目前に控え、環境・資源・エネルギー問題がますます深刻化する中で、これまでの「住宅を作っては壊す」社会から「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へ移行し、住宅を世代や家族を超えて社会全体の資産として活用していけるようにすることが重要である。このため、既存住宅ストックを有効に活用するとともに、良質な住宅ストックを形成し、それが適切に維持管理され、円滑に流通する循環型市場の形成を図ることを重視した政策展開を図る必要がある。</p> <p>(4)地域の実情をふまえたきめ細かな政策展開</p> <p>福祉、まちづくり等他の行政分野との連携強化の必要性が高まる中、地域の実情を最もよく把握している地方公共団体がその主体性と総合性を発揮できるような取組みを進めることが必要である。また、新たな「公」として行政の役割を補完し、まちづくり等を主体的に進める地域住民をはじめ、NPO、企業、専門家等との緊密な連携によるきめ細かな施策展開が可能となるような取組みが必要である。</p>	<p>(2)ストック重視の政策展開</p> <p>住宅が量的に充足し、人口・世帯減少社会の到来を目前に控え、環境・資源・エネルギー問題がますます深刻化する中で、これまでの「住宅を作っては壊す」社会から「<u>循環可能な資源を基に</u>、いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へ移行し、住宅を世代や家族を超えて社会全体の資産として活用していけるようにすることが重要である。このため、<u>地域資源の循環利用</u>や、既存住宅ストックを有効に活用するとともに、良質な住宅ストックを形成し、それが適切に維持管理され、円滑に流通する循環型市場の形成を図ることを重視した政策展開を図る必要がある。</p> <p>(4)地域の実情をふまえたきめ細かな政策展開</p> <p>福祉、まちづくり、<u>地域資源の管理</u>等他の行政分野との連携強化の必要性が高まる中、地域の実情を最もよく把握している地方公共団体がその主体性と総合性を発揮できるような取組みを進めることが必要である。また、新たな「公」として行政の役割を補完し、まちづくり等を主体的に進める地域住民をはじめ、NPO、企業、専門家等との緊密な連携によるきめ細かな施策展開が可能となるような取組みが必要である。</p>	<p>「ストック重視の政策展開」の視点の中に、地域資源の循環利用という観点を付け加えるべきである。</p> <p>「地域の実情をふまえた政策展開」の視点の中に、地域資源の管理という観点を付け加えるべきである。</p>
p.29	<p>2. 重点的に講ずべき施策分野</p>		
p.49	<p>挿入</p>	<p>(5)環境との調和と地域資源の循環利用の促進</p> <p>(住宅建築過程での地域資源の循環利用、居住・廃棄の過程での包括的な環境負荷の低減を内容とする項目の新設)</p>	<p>重点的に講ずべき施策分野で当該事項を記述すべき項目が頭出ししていないため、別途項目を起すこととする。</p>